

高齢者支援課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)				補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額				変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
	換気設備設置事業	換気設備の設置	(広域型施設等) 特別養護老人ホーム 及び併設される老人 短期入所施設※4 上記以外の老人短期 入所施設 介護老人保健施設 介護医療院 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 有料老人ホーム		換気設備設置事業	換気設備の設置	施設延べ床面積×4千円の範囲内で知事が必要と認めた額	10分の10				
	※1 社会福祉連携推進法人の会員施設又は令和4年4月以降に法人間合併を行った法人内の施設 ※2 定員19名以上 ※3 宿泊を伴うもののうち、知事が特に必要と認めた場合に限る ※4 定員規模に関わらない					※1 社会福祉連携推進法人の会員施設又は令和4年4月以降に法人間合併を行った法人内の施設						
25 熊本県外国人介護人材住居借上支援事業	令和6年10月9日付け社援基発1009 第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「外国人留学生及び1号特定技能外国人の受入環境整備事業」等の実施について」別紙4「外国人介護人材受入施設等環境整備事業実施要綱」に基づき、外国人介護職員を雇用する際に、介護施設等が借り上げる住居の家賃等に要する経費				事業の対象となる介護施設等を有する事業者等		以下の補助基準額から算出した補助上限額と補助対象経費の支出額とを比較してその少ない方の額（1事業所200千円を上限） ・家賃等月額から他の補助金制度による収入及び居住者負担分を除いた額に1/2を乗じて得た額（15千円を上限）			事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合		無